

平成 29 年度 松本市・山形村・朝日村中学校組合
人事行政の運営などの状況です

当組合の職員数や給与などの状況

人事行政の公平性・透明性の確保を目的に制定した「松本市・山形村・朝日村中学校組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員数・給与・福利厚生・研修などの状況について公表します。

平成30年度4月1日現在職員数 (人)

			職員数		対前年	主な増減理由
			H29	H30	増減数	
教育	教育一般	教育一般	1	1	0	
	義務教育	中学校	1	1	0	
合 計			2	2	0	

●職員の任免および職員数の状況

平成 29 年度退職者数 0 人

平成 30 年 4 月 1 日採用者数 0 人

平成 30 年 4 月 1 日再任用者数 0 人

●職員のサービスの状況

職員の勤務時間とその他の勤務状況・・・

事務局職員の標準的な勤務時間は、8 時 30

職員数は一般職に属する職員数であり臨時または非常勤職員を除きます。

分～17 時 15 分、休憩時間は、12 時 00 分～1 時 00 分です。中学校職員の標準的な勤務時間は、7 時 55 分～16 時 40 分、休憩時間は、12 時 40 分～13 時 40 分です。年次休暇の取得状況は 1 人あたり平均取得日数 4 日でした。

職員の営利企業等従事許可の状況・・・営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員などの地位を兼ねるもの、報酬を得て事業もしくは事務に従事するもの、自ら営利を目的とする私企業を営むものではありませんでした。

●職員の分限および懲戒処分状況

分限処分とは、公務の適正かつ能率的な運営を図るため、勤務実績の不良、心身の故障、適格性の欠如等の場合に免職、休職、降任、降級の処分をするものです。

懲戒処分とは制裁的処分のことで、「法令に違反した」「職務上の義務に違反しまたは職務を怠った」「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった」場合に免職、停職、減給、戒告の処分をするものです。

平成 29 年度は、分限および懲戒処分はありませんでした。

●職員の研修および勤務成績の評定の状況

職員の研修の状況・・・外部機関研修 1 人

職員の人事評価の状況・・・人材育成と能力開発、職務改善を目的として、能力主義、業績主義に基づき、全職員を対象に人事評価を実施しています。

●職員の福祉および利益の保護の状況

安全衛生管理の状況・・・健康診断受診者（人間ドック含）2 人、ストレスチェック実施者 2 人、職員健康相談・指導 0 人

公務災害の認定状況・・・公務災害 0 件、通勤災害 0 件

不利益処分に関する不服申し立ての状況など・・・勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に関する不服申し立てはありませんでした。

● 職員の給与の状況

人件費（普通会計決算）					（万円）
区 分	歳出総額（Ａ）	実質収支	人件費（Ｂ）	人件費率 （Ｂ／Ａ×１００）	28年度の 人件費率
29年度	14,024	512	1,193	8.5%	7.6%

職員給与費（普通会計予算）					（万円）
区 分	職員数	給 与 費			1人当たり給与費
	（Ａ）	給 料	職員手当	計（Ｂ）	（Ｂ／Ａ）
29年度	2人	589	403	992	496

期末・勤勉手当（平成29年度）		級別職員数（平成30年4月1日現在）			職員の初任給（平成30年4月1日現在）		
区 分	期末・勤勉手当	区 分	職務内容	職員数	区 分	当組合	管理市
6月期	2,125月分	1級	主事	1人	大学卒	179,200	179,200
12月期	2,275月分	4級	主査	1人			
計	4.4月分	計		2人	高校卒	147,100	147,100
国、県と同じ支給割合です。		職務内容とは、それぞれの級に該当する職です。			管理市である松本市に準ずる金額です。		

職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢（平成30年4月1日現在）

区 分	人数	平均給料月額（円）	平均給与月額（円）	平均年齢（歳）
正規職員	2	265,050	302,483	34.0
嘱託職員	6	147,200	150,553	50.3
非常勤特別職	4	158,150	167,250	51.5
計	10	170,492	181,440	48.0

給与月額は、給料月額に扶養手当、住居手当、時間外手当などの諸手当を加えた額です。

職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢（平成30年4月1日現在）

区 分	人数	平均給料月額（円）	平均給与月額（円）	平均年齢（歳）
正規職員	2	265,050	302,483	34.0
嘱託職員	6	147,200	150,553	50.3
非常勤特別職	4	158,150	167,250	51.5
計	10	170,492	181,440	48.0

給与月額は、給料月額に扶養手当、住居手当、時間外手当などの諸手当を加えた額です。

時間外勤務手当（平成 29 年度普通会計決算）

支給総額 69 万円（職員 1 人あたり支給年額 34 万 5 千円）でした。

その他の主な手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

- 扶養手当・・・他に生計維持の途がなく、職員の扶養を受けて生活している親族のある職員に支給
- 地域手当・・・地域の賃金水準を給与に反映するよう、民間賃金水準との調整を図るために支給
- 住居手当・・・借家等に居住し、一定額を超える家賃等を支払っている職員に支給
- 通勤手当・・・公共交通機関を利用または交通用具を使用して通勤する職員に支給
- 寒冷地手当・・・寒冷地（当組合は四級地）に在勤する職員に対し、世帯の区分に応じて支給